令和元年 10/125

3歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が

化されます

## 無料となるサービス

- ·児童発達支援
- ·医療型児童発達支援
- ·居宅訪問型児童発達支援

- ·保育所等訪問支援 ·福祉型障害児入所施設
- ·医療型障害児入所施設

## 対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。 (具体的な対象者の例)

期間	対 象 者
令和元年10月1日~令和2年3月31日	誕生日が 平成25年4月2日~平成28年4月1日 の子ども
令和2年 4月 1日~令和3年 3月31日	誕生日が 平成 26 年 4 月 2 日 ~ 平成 29 年 4 月 1 日 の子ども

- 利用者負担以外の費用(医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いい ただくことになります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対 象となります。
- 受給者証更新の際に対象期間を記載いたします。更新時までは、現在お持ちの受給者証をご利用く ださい。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません!

※ご利用のサービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

## ■お問い合わせ 石井町役場 福祉生活課

TEL: 088-674-1116 / Mail: fukushiseikatu@ishii.i-tokushima.jp